

1. 件 名 : M H I 原子力研究開発株式会社による容器承認申請 (M S - 1 型) に係るヒアリング (1)
2. 日 時 : 令和 5 年 3 月 1 日 (水) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 3 時 5 5 分
3. 場 所 : 原子力規制庁 1 0 階会議室 (T V 会議システムを利用)
4. 出席者 (※は T V 会議システムによる出席) :
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
松本企画調査官、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官、山後安全審査官、真下安全審査専門職
M H I 原子力研究開発株式会社 安全管理部長 他 5 名 ※
5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他 :
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のサンゴです。これからMH I 原子力研究開発株式会社の容器承認申請に係るヒアリングを行います。
0:00:09	ですね、申請書の中で幾つか確認させていただきたいことがありますのでこちらから質問をしますのでお答えいただければと思いますがよろしいでしょうか。
0:00:23	はい、かしこまりました。
0:00:26	はい。すいませんまずですね、製造番号がー A B の - 1618 っていうことなんですけども、これ番号に何か意味を持たせた数字付けてるんですかね、なんかちょっと番号のつけ方の、
0:00:41	これを承認登録番号にどういうふうを使うかっていうところを検討するために、少し教えていただきたいんですけども。
0:00:50	はい。NDCウワダイです。
0:00:53	こちらの製造番号の背景ですが、
0:00:58	A M S は輸送N S R 型輸送容器、製作時に、精査製造者、
0:01:05	不安をした製造番号が、こちらのB - 1618 となります。こちらについては、容器承認申請書、過去の
0:01:17	容器承認申請書及び、3 公衆申請の申請書に記載を、従来通りしておりましたので、こちらを従来通りで記載をさせていただきましたが、
0:01:31	浸水申請書に特段必要なものではないといったような認識ではございますが、
0:01:39	紐づけとして商品容器登録番号、S 1 B 124 の番号の輸送容器の製造番号は、こちらになっておりますということで記載をしております。
0:01:54	規制庁サンゴですけれども今おっしゃったS H 何とかっていうのは何の番号ですか。
0:02:05	F H B 任用は承認の登録番号、よく聞こえなかったけどS ですね。はい、わかりました。
0:02:14	はい。失礼いたしました。
0:02:21	はい。それでですね申請書の中で、
0:02:28	等、
0:02:29	添付書類の3 と 4。
0:02:32	についてお聞きします。
0:02:35	はい、かしこまりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	規制庁サンゴです。これ今回設計変更によりですね、ふた締め付けボール等の
0:02:44	対材質Ⅱの種類を追加してルー設計に基づく容器承認申請なんですけれども、
0:02:54	この新しい材料のボルトというのは今現在、
0:03:00	使っているんでしょうか。
0:03:04	NDCウワダイです。今回追加した規格のボルトは、まだ使っておりません。
0:03:15	わかりました。それでは、その場、そういうことでしたら、
0:03:20	現行の添付書類3と42、新しく追加したき架空が記載されていないということは理解しました。ただですね今後、
0:03:31	材質ⅠⅠ新しく追加した材質を月のボルトを容器に使用した場合には、
0:03:39	添付書類3のところには、そのボール等の材質の作り方ですね、その記載を追加することと、
0:03:48	添付書類の4ではそれを検査したっていうことを、きちんと追加をお願いします。現在の容器には使用してないということで、現行の容器、
0:03:58	大豆の容器承認ですから、今回の記載は不要ですが、今後、パーツを交換した場合には、そういった記載を追加して申請をお願いします。
0:04:12	かしこまりました。NDCウワダイです。確認ですが、先ほどののは、
0:04:19	様々なお話ですと、新たに今設計商品で腐食したボルトの追加を、
0:04:27	質問の際には、
0:04:29	改めて容器承認申請書を申請して、添付書類3及び添付書類4に、ボルトの作り方及び設計に従って、
0:04:41	扉はこうすることを進め、説明書を変更するといった認識でよろしいでしょうか。
0:04:49	規制庁サンゴですけれども、
0:04:52	ですね。
0:04:57	少々お待ちいただけますか、
0:05:04	規制庁のサンゴですけれども、等ですね、マボルト交換した際にまたさらに詳記承認申請が必要なのかということ等のご質問だと理解してますけれども、その
0:05:15	の理解でまず正しいでしょうか。
0:05:19	はい。その通りです。
0:05:20	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:22	基本的には設計承認の範囲設計の通り作られていることという範囲内で、消耗部品を交換するとかいったことメンテナンスの際に行われていると考えます。
0:05:33	マボルトっていうのもそういうものだというふうに考えておりますので、
0:05:39	新たに
0:05:41	何ていうんすかね、メンテナンスをしたから容器承認申請をするということは、今まで通りと同じで、必要ないというふうに考えております。
0:05:52	あそこがありました。
0:05:53	であれ、
0:05:56	この
0:05:59	新しく追加したボルトの材質の添付書類3の予算及び4の記載というのは、
0:06:07	次回容器層に申請を行うときに反映するといったような認識でよろしいでしょうか。もし使用するのであれば、当社が、
0:06:17	設計社員で追加をしたボルトを、新たにメンテナンスのため使い、使いますと。
0:06:24	そういった際には、次回の容器承認申請に添付する三、四に反映をさせるといったよう認識でよろしいでしょうか。
0:06:32	規制庁のサンゴですけれども。
0:06:35	何らか設計の変更等を行って、また新しく容器承認申請、現行の容器に対して容器承認申請を行う際に、
0:06:45	今回追加した材質のボルトを使っているのであれば、
0:06:50	添付書類3と4についてはその分、旨の追記を、
0:06:55	お願いしたいということです。
0:06:59	次回榎並ウワダイはいすいませんまだ続きがあります申し訳ありません。
0:07:05	次回、すいません、次回というか、また今後何らかの設計変更を行って、
0:07:11	その設計に基づいて、現行ようキーに対して容器承認申請を行う際に、
0:07:17	新しく追加した材質昇等がまだ適用してないと、今と全く菅田形が変わらないのであれば、今回と同じように添付書類3と4に、何らか追記をする必要はないんですけれども、
0:07:33	ある幅で作ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	製作の方法に関する説明をするのであれば、
0:07:40	添付書類 3 にその旨新しい材質を追記しておくということは、差し支えありません。
0:07:48	困りました。
0:07:50	N B C ウワダイで、はい、ご説明いただきありがとうございます。理解いたしました。
0:07:59	はい。
0:08:00	規制庁サンゴですけれども、次の確認に参ります。
0:08:04	添付書類の 6 の中で、さらに別添 6 に過去の品質、
0:08:11	管理の方針というか、書いてあるんですけれども、
0:08:14	その中で、
0:08:18	3 項 3 項 B、
0:08:21	というふうな言葉が出てくるんですけども、
0:08:24	これを指す言葉が、この書類の中でわからないのでちょっと教えていただけますか。
0:08:32	はい。N D C ウワダイです。こちらにつきましては申し訳ございません。衛藤。こちら参考参考 B を示す書類というのは、
0:08:44	以前に出させていただきました。
0:08:46	設計変更承認申請書に記載のある参考参考日でございます。こちらの引用が、引用というか引用元が付けておりまして、説明が不足しております。申し訳ございません。
0:09:01	こちらなんです、
0:09:05	添付書類 6、輸送容器に関わる品質管理の方法に関する説明書の表の方に書かれております。本添付書類で求められてる説明内容はといったところで、
0:09:19	当初の設計当時の戸松です。
0:09:23	製造当時ですね。
0:09:24	製造当時の品質保証計画に基づき品質管理を定めていることから、当時の品質管理を添付するものとする。
0:09:33	いう記載で添付しておりますが、実際にこの
0:09:37	おっしゃられました。
0:09:39	三戸 A B につきましては、当時の設計書に申請書ですと、清伊達が変わっておりますので、さらに

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:49	どっから持ってきたのかわからなくなってしまうというのが恐れがあったのでこちらの部分は、今回の設計変更承認申請書に、
0:09:59	あわせて、参考参考Bにしております。なお、この3項3項Bにつきましては、現在の設計変更承認書と、当初の
0:10:12	設計変更承認書、内容は変わっておりません。以上です。
0:10:21	規制庁さんもですね話はわかりました。
0:10:27	とそ0からですね、ちょっとこの件についてまた何かあるかもしれませんが、ちょっと次の確認に移ります。
0:10:35	現在の申請の手続きガイドにおいてはですね、品質管理の方法等の説明について、
0:10:43	製造Gの監査記録をつけるようにというふうにはしているんですね。
0:10:49	ただですね、今回申請の対象になっている容器というのは、そういった要求がつく前に作られているものなので、
0:10:59	当然、製造時にそういった要求はないから、そういったことはしていない可能性もあるんですけども、
0:11:06	そういったことも踏まえてお聞きしますけれども、菅サーという製造時2メーカーに、製造者に制作者に対して監査を行ってその監査記録というものがまずあるかどうか。
0:11:20	教えてください。
0:11:24	N E C、ウワダイで、
0:11:27	先ほどおっしゃられました、製造に関する監査の資料につきましては、調査、社内の方で調査をいたしました、
0:11:37	設計当時は、そういったものの必要性というものがなかったので、記録が残っておりません。
0:11:47	規制庁サンゴですそうすると、こちらの書類に記載されているようにいろんな品質管理の方針等確認はしているけれども、監査という形はとらなかつたし、取らなかつたので、そういった記録もないということ。
0:12:00	で、
0:12:01	理解しますけれども、よろしいでしょうか。
0:12:08	エネルギーはいいですその通りでございます。
0:12:16	宗の規制庁サンゴですけども、
0:12:20	当時そういった要求なくてそれを使い続けてるためにそういったことはできないっていうのは他の申請者でもありますし、
0:12:29	特にこの容器の場合はいろんな申請者経て、今現在、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	MH I 減少研究開発株式会社が申請してるものですので、複雑な状況だということは理解しております。
0:12:43	今回の品質管理の方法の説明の中でですね、
0:12:49	政策当時にきちんと、
0:12:51	品質管理がされていたということを、MH I 原子力研究開発株式会社がどのように確認したのかということをもっと教えていただけますか。
0:13:06	補足しますと、まず現物の輸送容器、すみません、ちょっと補足させてください申し訳ないです。
0:13:14	現物の輸送容器がまずポイント、現在存在していて、それに対して申請をするということなんですけれども、
0:13:23	申請者の責任としてそもそもこれが作られた時には品質管理がされていたと、いうことを確認されていると思うんですね。
0:13:32	その方法はいろんなやり方があると思いますので、何かこういうやり方でやらねばならないということはないんですけれども、MH I 原子力研究開発株式会社はそれをどのように行ったのかと、いうことを、
0:13:45	お聞きしております。
0:13:47	どうぞ。
0:13:51	NBCはないです。
0:13:53	少々お待ちください。
0:14:30	ないのか。
0:14:32	はい。はい。意味ないよ。
0:14:35	清野ウワダイですか。よろしいでしょうか。規制庁さんのですよろしくお願ひします。
0:14:44	はい。
0:14:45	えっとですね、まず、MSは輸送容器の当時の
0:14:51	平蔵工事の品質管理についてですが、こちらにつきましては、
0:14:59	ちょっと記録が、先ほどもおっしゃいました、当時の監査記録立ち会い記録が完全にはないといったところなんです、製造者に申請者が申請
0:15:11	における品質管理については、当時のMH I 原子力研究開発の
0:15:20	品質管理に基づいて、
0:15:23	実際に製造の検査に立ち会っています。で、その立ち会った記録に関しては、今現在はちょっとははっきりとしたものがないですが、
0:15:35	当時の容器承認申請及び設計承認申請にて、
0:15:40	こちらの方の記録の方を提出をOAして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:45	していないのか。
0:15:50	その認証がすべてになっております。
0:15:53	ちょっとそこ何なんてばいいんでしょうね。
0:15:57	はい。その当時の
0:16:00	立ち会いとかそういったものっていうのは最終的には容器承認を申請を させていただいて、そこを記録としてええと、承認申請書の記録をすべ て残している次第ではあります、その中で、
0:16:15	当社の立ち会い記録というのは不要だったということがあって、記録が 残っていない状況です。ちょっとすみません等まとまっております。
0:16:28	0としてます。
0:16:29	サンゴですけども、ですね。
0:16:33	ちょっとお話いただいたところはなかなか難しいお話だったんですけども、
0:16:39	まず、昔製造されたときの古藤。
0:16:44	の時と、今承認申請してる時とっていうところが、
0:16:49	あって、
0:16:52	当時、
0:16:53	製造に関するいろんな記録、例えばこのべ添付書類6の別添6とかのや り方であったとかっていうことを、
0:17:02	メイン今現在の申請にあたって、
0:17:06	MHI原子力研究開発株式会社は確認を行って、
0:17:10	問題ない。
0:17:12	という判断をしたから、この容器はまだ、申請できるというふうに案、 考えて申請を行ったものというふうに理解しているんですけども、そ こは正しいでしょうか。
0:17:27	NDCの問題です。その通りです。その通りで何を基づいてという話に なるんですが、
0:17:38	そちらにつきましては、
0:17:43	期間内で更新、もしくは設計変更、もしくは用基礎に教える申請書。
0:17:50	をもって、
0:17:52	承認書、そこに承認をされて承認書を持って、そちらで、継続的に維 持、もしくは品質管理が担保されているといったところで認識をしてお ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:08	継承ですけれども、ちょっといろんな確認の仕方はあると思うんですけども、一つは、今、NECが言われたように、
0:18:18	当時承認書が出てるっていうことは問題なかったから出ているのであると。
0:18:23	いうことは一つの傍証でありますと。
0:18:26	一方で、過去の書類記録等を今NDCが確認した結果、問題ないというふうに判断したというふうに私は理解したんですけども、
0:18:38	そこはいかがですか。
0:18:46	今NDCウワダイです。おっしゃる通りです。当時の品質記録と、今、設計変更で出したたら新たな
0:19:00	フェイスマネジメントシステム、どちらも確認をしていると次第ではございますが、
0:19:05	今現状で、その保有CAMS湾については、
0:19:11	品質管理、当時の品質管理、及び、現在の品質マネジメントシステム、こちらの両方を確認して問題ないことを確認してます。
0:19:26	うん。
0:19:29	はい規制庁のサンゴです。ありがとうございます。
0:19:34	ここからはですねちょっと申請書の記載内容を、
0:19:42	何て言うんですかね、わかりやすくスルーような方ちいがどうなのかという話になるんですけども、
0:19:50	ただ、
0:19:53	現状の申請書
0:19:56	今ヒアリングを行って確認したということでもあるんですけども、
0:20:00	より、
0:20:02	良い形であるならば、こういった記載ではないのかなということをお伝えします。
0:20:09	まずよろしくお願いたします添付書類6の冒頭に、先ほどご説明いただいた参考参考日というものはこういうものであるという説明があると。
0:20:20	別添6を見るときに、わかりやすい。
0:20:25	引用されている書類というのは何なのかということが
0:20:29	何ていうか迷子にならなくて済むと。
0:20:31	もう一つはですね、品質管理、当時品質管理がどうだったかなっていうのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:38	今現在の申請者として問題ないことを確認しているという旨を、添付書類 6 の冒頭の最後まで最初でもですね、
0:20:50	追記してあると、申請者が一義的に責任を持って問題ないことを確認したということがわかりやすいと。
0:20:58	ということが考えられます。
0:21:00	はい。
0:21:03	規制庁サンゴですけども、
0:21:06	Bですけども、そういった内容を
0:21:11	記載を修正して補正をする、この
0:21:16	といった場合に、
0:21:19	何か補正をスルー機があるかという点とか、どれぐらい時間かかるかということについてお聞かせください。
0:21:27	はい。
0:21:29	はい。補正に関しましては先ほどの添付書類 6、
0:21:34	の二つのコメントについては反映をさせていただいて、補正を出していただく方針で進めていきたいと思います。
0:21:42	日付につきましては、おそらく、
0:21:46	当間社内でのおそらく、遅いですが確認もあるんですが、
0:21:50	3月の早いうちに出させていただこうかなと考えております。17年、
0:21:58	そうですね。これから今、1日なので、
0:22:06	13の週ですね。
0:22:09	3月13の週に、補正の方を出させていただく形になるかと思います。すみません、こちらそうですね。はい。
0:22:23	規制庁のサンゴですけど、少しこちらで時間をくださいました。
0:22:29	規制庁のサンゴですけども、ちょっとこちら側都合で申しわけないところもあるんですけども、3月終わって4月から新しい年度が始まると。
0:22:40	気分を一新していくということもありましてあまり変動値で処分を
0:22:46	したくないなというふうに私個人的には考えております。
0:22:50	いろんな手続きを考えるとですね。はい。
0:22:53	3月の頭に受け取れば何とかかなるかなと思ってるんですけども、そちらのスケジュール感で3月10日前なんかできるという、よろしいですか。3月10日。
0:23:06	目標で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	はい、かしこまりましたじゃ 3 月 10 日目標で、はい、頑張らせていただきます。
0:23:17	はい。わかりました非常に申し訳ありません、こちらの
0:23:22	時、都合で言えないほど、
0:23:26	はい。
0:23:27	ですね。
0:23:29	あと、エヌ・ピー・シーの方から何か確認しておきたい事項等ございますか。
0:23:40	N D C ウワダイです。N D C からは特にございません。
0:23:45	はい、わかりました。規制庁サンゴですけれども、それではですね本日のヒアリングをこれで終了いたします。ありがとうございました。
0:23:54	ありがとうございました。
0:23:55	はい。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。